

令和 6 年度における独立行政法人統計センターの
中小企業者に関する契約の方針

令和 6 年 11 月 15 日
独立行政法人統計センター

独立行政法人統計センター（以下「統計センター」という。）は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号。以下「官公需法」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき、「令和 6 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和 6 年 4 月 19 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和 6 年度における中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を以下のように定める。

第 1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

令和 6 年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者（官公需法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）向け契約の金額が約 1.0 億円、比が 61.0%になるよう努めるものとする。

2 新規中小企業者向け契約目標

新規中小企業者（官公需法第 2 条第 2 項に規定する新規中小企業者をいう。以下同じ。）の契約比率については、前年度までの実績を上回るよう努め、基本方針において掲げられた 3 %を目指すものとする。

第 2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のために講ずる措置については、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組むものとする。

1 中小企業・小規模事業者の参加の拡大を図るため、物件等であって、一般競争入札に関連する情報やそれらに係る落札結果等に関する情報及び発注計画に関する情報をホームページへの掲載等により、中小企業・小規模事業者に提供するよう努めるものとする。

2 物件等の発注を行うに際しては、中小企業・小規模事業者の入札等が円滑に行われるよう、性能、規格等必要な事項について、仕様書に明記することにより、中小企業・小規模事業者に対して分かりやすい説明に努めるものとする。

- 3 オープンカウンター方式による調達について、ホームページに調達情報を掲載し、中小企業・小規模事業者の参加者の拡大を図るものとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

新規中小企業者及び組合の活用のために講ずる措置については、基本方針に則するとともに、調達担当部署は、次の事項について取り組むものとする。

1 過去の実績を過度に求めない運用、見積先の柔軟化の推進

役務及び工事等における一般競争入札において、契約の履行確保に支障がない限り、過去の実績を求めない、又は過去の実績に係る評価が過大なものとならないよう評価項目の設定に配慮するものとする。

また、少額の随意契約を行う際には、見積先が固定化しないよう、調達ポータルサイトの情報などを活用し、小企業者を含む小規模事業者や調達実績の少ない新規中小企業者からも見積書を取得するよう努めるものとする。

2 競争参加者の資格の弾力的運用

競争参加者の資格設定に関し、調達先に専門的な技術、資格を必要としない等の場合であって、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、入札参加者の確保が図られるときには、下位等級者の参加が可能となるような弾力的な運用に努めものとする。

3 新規中小企業者からの相談体制

調達担当職員は、官公需の受注に意欲的な新規中小企業者の受注能力の向上に資するよう、新規中小企業者からの相談に対して、適切に対応するものとする。

第4 第1から第3までに掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

1 本方針の適用範囲

本方針は、統計センターの調達担当部署の契約に適用する。

2 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業者・小規模事業者の受注機会の増大のため、統計センター財務課長は、第1の契約目標達成に向けて、実績の向上を図り、必要に応じて契約状況の現状分析を行い、調達担当部署に対し改善策を指示する。